

令和6年度（2024年度）八王子市老人福祉施設等及び
介護サービス事業者等実地検査等実施方針

令和6年（2024年）7月4日決定

1 基本方針

実地検査については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令（八王子市の条例及び規則を含む。）の規定に基づき、指定基準等が遵守されているか、サービスの質が確保されているか、保険給付の請求等が適正になされているかに主眼を置いて実施する。

また、監査については、重大な法令・指定基準等の違反、不適切な運営及びサービスの提供、介護報酬の不正請求、不正の手段による指定等又は高齢者虐待等が疑われる場合に、介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持並びに利用者保護の観点から、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることに主眼を置いて実施する。

2 実地検査の重点項目

(1) 人員に関する基準

ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

(2) 設備及び運営に関する基準

ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。

イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。

ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。

カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。

キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。

ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁が行われていないか。
- (6) 高齢者虐待や不当な身体的拘束等が行われていないか。

4 実施計画等

(1) 指導監査対象事業者等

- ア 指定居宅サービス事業者
- イ 指定地域密着型サービス事業者
- ウ 指定居宅介護支援事業者
- エ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- オ 介護老人保健施設
- カ 介護医療院
- キ 指定介護予防サービス事業者
- ク 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ケ 指定介護予防支援事業者
- コ 特例によりアからケまでのサービスを行うもの
- サ 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の指定事業者（ただし、実地検査の対象から除く。）
- シ アからサまでについて、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けたもの（以下「指定介護機関」という。）
- ス 養護老人ホーム
- セ 有料老人ホーム

(2) 実施形態

ア 実地検査

（ア）実施方法

原則として、介護サービス事業者等及び老人福祉施設等（指定介護機関を含む。以下併せて「事業者等」という。）の種別ごとに日程等を決定し、実地検査の対象となった事業所及び施設（以下併せて「事業所」という。）に事前に資料提出を求めて確認の上、対象事業所に赴き実施する。なお、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し、市役所内の会議室等において実施する。

（イ）実施単位

事業者等又は事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、同一敷地内で同一事業者等が複数の事業所の指定、許可又は認可（以下「指定等」という。）を受けている場合

は、他の事業所についても検査の対象とする。

(ウ) 班編成

1 検査班は、原則として2人体制とする。ただし、事業所の状況その他の事情を考慮して適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

「八王子市介護サービス事業者等指導監査実施要綱（以下「介護サービス事業者等指導監査要綱」という。）」第4及び「八王子市老人福祉施設等指導監査実施要綱（以下「老人福祉施設等指導監査要綱」という。）」第4の規定に基づき通知する。

(オ) その他

必要に応じ、厚生労働省や他の保険者等と合同検査を実施する。

イ 監査

介護サービス事業者等指導監査要綱第6若しくは第7又は老人福祉施設等指導監査要綱第4の2（2）のいずれかに定める事項に該当する場合は、監査を行うことができる。

ウ 集団指導

(ア) 実施方法

オンライン等を活用した方法により実施する。

(イ) 実施単位

原則として、事業者等の種別ごとに実施する。

(ウ) 実施通知

介護サービス事業者等指導監査要綱第4及び老人福祉施設等指導監査要綱第4の規定に基づき通知する。

エ 業務管理体制確認検査

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、「八王子市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱（以下「業務管理体制確認検査要綱」という。）」に定める実地検査として、関係書類等を基に面談方式による検査を実施する。ただし、業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる場合は、関係書類等の記載内容を確認する書面方式で行うことができる。

なお、業務管理体制確認検査要綱第3条(2)に定める事案が発覚した場合には、同要綱に定める監査として、当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

オ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症その他の感染症の感染拡大防止に最大限の注意を払い、適切な感染防止対策を講じた上で実施する。

(3) 実施計画

ア 実地検査

(ア) 対象及び実施時期等

実地検査の対象及び実施時期等は年度当初に決定する。

(イ) 実施周期

- ① 市内指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、養護老人ホーム及び有料老人ホームについては、おおむね3年に1回の周期で実地検査を実施する。
- ② 指定介護機関については、①の事業者等（養護老人ホーム及び有料老人ホームを除く。③において同じ。）への実地検査と併せて実施する。ただし、八王子市の生活保護利用者が確認できない場合は、この限りでない。
- ③ 八王子市に業務管理体制の整備の届出をしている事業者については、①の事業者等への実地検査の際、併せて業務管理体制の整備状況に係る確認検査として、実地検査を実施する。ただし当該検査について、同一事業者が短期間のうちに複数回対象となる場合には、実施を省略することができる。

(ウ) その他

介護サービス事業者等指導監査要綱第6若しくは第7又は老人福祉施設等指導監査要綱第4の2(2)のいずれかに該当する状況が認められ、監査を行う必要が生じた場合は、実施計画にかかわらず監査を優先して実施する。

イ 集団指導

(ア) 対象及び実施時期等

集団指導の対象及び実施時期等は年度当初に決定する。なお、指導内容等により、サービス種別ごとに回を分けて実施する。

(イ) 指導内容

過去の行政処分事例、指導事例等に基づく指導内容及び業務管理体制の整備等について指導を行う。

(ウ) 実施体制

指導監査課職員ほか

(4) 実地検査対象事業所の選定方針

ア 選定時点

原則として、令和6年(2024年)4月1日時点で現存する事業所とする。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所についても、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

選定方法としては、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け老発0331第6号厚生労働省老健局長通知(最終改正:令和6年3月26日付け老発0326第6号))、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」(令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知(最終改正:令和6年7月4日付け老発0704第7号))及び「老人福祉施設に係る指導監査について」(令和3年11月15日付け老発1115第4号厚生労働省老健局長通知(最終改正:令和6年7月4日付け老発0704第8号))等を参考にとし、機械的に選定することなく、次による事業所を優先的に選定する。

- (ア) 介護サービス事業所としての指定を受けた日又は老人福祉施設としての届出を行った日から2年を経過しない事業所
- (イ) 実地検査を実施してからおおむね3年以上経過している事業所
- (ウ) (ア)及び(イ)のほか、早急に実地検査による確認が必要と判断した事業所

5 実施手続

実地検査及び監査に関する手続は、介護サービス事業者等指導監査要綱、老人福祉施設等指導監査要綱及び業務管理体制確認検査要綱の規定に従うものとし、必要に応じ、「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（令和6年4月5日付け老発0405第3号）」を参照する。

6 関係機関との連携

必要に応じ、東京都及び他の保険者等並びに東京都国民健康保険団体連合会との連携を行う。